

相続手続きのご案内

KYOTO HOKUTO SHINKIN BANK

ご相談窓口

店 名：

電話番号：



地域元気宣言の

京都北都信用金庫

相続手続きは色々なケースがあります。本冊子は、当金庫での一般的な相続手続きについてご案内させていただいておりますので、ご不明な点は相続サポートセンターまたはお取引店の窓口までお問い合わせください。

● ご預金などの相続手続きの基本的な流れ

- 1 お亡くなりになったご連絡
- 2 必要書類のご案内
- 3 必要書類のご準備
- 4 必要書類をご提出
- 5 払戻等のお手続き

1 お亡くなりになったご連絡

預金名義人さまが亡くなられた場合は、お亡くなりになったお客さまのお取引店もしくは最寄の支店にお電話またはご来店¹ いただきご連絡ください。

「相続受付書」ご記入のうえ、窓口へご提出ください。必要書類をご準備いただくための必要事項を確認させていただきます。

(1) 亡くなられた方の口座等の取扱方法

亡くなられた旨のご連絡をいただいた場合、相続人さまの権利の保護のため、被相続人さま（亡くなられた方）の口座は相続手続きが完了するまで、次のように支払停止等の措置をとらせていただきます。（亡くなられた事実を当金庫が知った時点で、支払停止等の措置をとらせていただいております。）

お 引 出 し お取扱いできません。

お 預 入 れ お取扱いできません。

口座振替契約 公共料金等のお引落しは停止となります。

引続き口座振替のご利用を希望される場合は、お早めに引落口座の変更をお願いします。

振 込 入 金 先方の金融機関へ照会後、必要に応じお取扱いいたします。

家賃などの継続した振込予定がある場合は、お早めに振込指定口座の変更をお願いします。

(2) 残高証明書の発行について

被相続人さまの残高証明書が必要な場合は、相続人、遺言執行者、相続財産管理人等相続権利者のご請求により発行します。発行に際しては、以下の書類をご用意のうえ当金庫本支店窓口にお申し付けください。発行に日数がかかる場合があります。

- 戸籍謄本など、口座名義人さまがお亡くなりになったことが確認できる書類
- お手続きされる方が相続人・遺言執行者・相続財産管理人であることが確認できる書類
- お手続きされる方の実印および印鑑登録証明書（発行より6ヵ月以内のもの）

* 手数料：1通につき当金庫所定の発行手数料が必要となります。

¹ ご来店の際には、ご本人が確認できる運転免許証・健康保険証等の本人確認書類をご持参くださいますようお願い申し上げます。

2

必要書類のご案内

相続必要書類のご案内および「相続手続依頼書」を相続サポートセンターより郵送またはお取引店の窓口にてご案内させていただきます。なお、ご案内させていただく際、相続内容について電話でお伺いさせていただく場合があります。

3

必要書類のご準備

- 必要書類のご案内に基づき必要な書類をご準備ください。
- 当金庫からご案内した書類に、ご署名・ご捺印（実印）をお願いいたします。
- お取引店にご来店または相続サポートセンターに郵送にて、必要書類のご提出をお願いいたします。

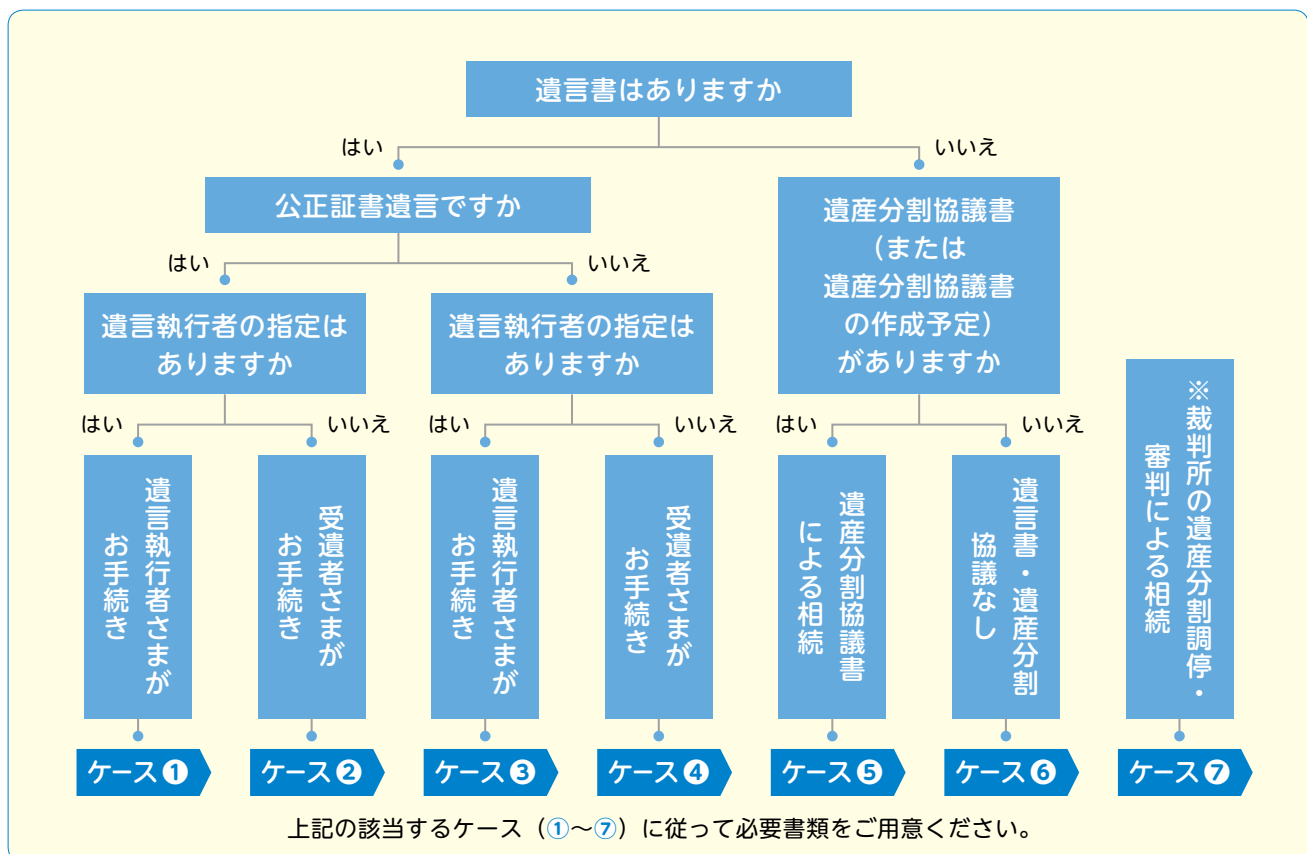
【留意事項】

ご郵送の場合は、送料をご負担していただきます。また、戸籍謄本や印鑑登録証明書等ご提出いただきました書類の原本はお返しできませんので予めご了承ください。

※原本還付をご希望の場合は、ご面倒ですがお取引店までご持参くださいますようお願い申し上げます。

【相続手続方法の確認】

ご準備いただく書類は、「遺言書」や「遺産分割協議書」の有・無などにより異なります。フローでご案内しますので、お客さまがどのケースに該当するかご確認ください。



ケース① (公正証書遺言) 遺言執行者さまがお手続き

確認	ご提出書類	ご注意いただきたい事項等	入手先
☐	戸籍謄本（原本）	お亡くなりになった方の死亡が確認できる戸籍謄本等をご準備ください。	本籍地の市町村役場
☐	遺言書	遺言書正本または謄本をご準備ください。	お客さま
☐	遺言執行者さまの印鑑登録証明書（原本）	発行より6ヵ月以内のものをご準備ください。	現住所の市町村役場
☐	相続手続依頼書	遺言書で指定された遺言執行者さまのご署名・ご捺印（実印）をお願いします。	当金庫窓口
☐	通帳・証書・キャッシュカードなど	お亡くなりになった方の預金通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵（カード）などをご準備ください。見当たらない物件は、「相続手続依頼書」の喪失欄にチェック表示してください。	お客さま

ケース② (公正証書遺言) 受遺者さまがお手続き

確認	ご提出書類	ご注意いただきたい事項等	入手先
☐	戸籍謄本（原本）	お亡くなりになった方の死亡が確認できる戸籍謄本等をご準備ください。	本籍地の市町村役場
☐	遺言書	遺言書正本または謄本をご準備ください。	お客さま
☐	受遺者さまの印鑑登録証明書（原本）	遺言書で指定された受遺者さまの印鑑登録証明書をご準備ください。 発行より6ヵ月以内のものをご準備ください。	現住所の市町村役場
☐	相続手続依頼書	遺言書で指定された受遺者さまのご署名・ご捺印（実印）をお願いします。	当金庫窓口
☐	通帳・証書・キャッシュカードなど	お亡くなりになった方の預金通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵（カード）などをご準備ください。見当たらない物件は、「相続手続依頼書」の喪失欄にチェック表示してください。	お客さま

ケース③ (自筆証書遺言) 遺言執行者さまがお手続き

確認	ご提出書類	ご注意いただきたい事項等	入手先
☐	戸籍謄本（原本）	お亡くなりになった方の死亡が確認できる戸籍謄本等をご準備ください。	本籍地の市町村役場
☐	遺言書（原本）	遺言書をご準備ください。	お客さま
☐	検認済証明書（原本）	家庭裁判所での検認手続が必要です。	家庭裁判所
☐	遺言執行者さまの印鑑登録証明書（原本）	発行より6ヵ月以内のものをご準備ください。	現住所の市町村役場
☐	相続手続依頼書	遺言書で指定された遺言執行者さまのご署名・ご捺印（実印）をお願いします。	当金庫窓口
☐	通帳・証書・キャッシュカードなど	お亡くなりになった方の預金通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵（カード）などをご準備ください。見当たらない物件は、「相続手続依頼書」の喪失欄にチェック表示してください。	お客さま

ケース④ (自筆証書遺言) 受遺者さまがお手続き

確認	ご提出書類	ご注意ください事項等	入手先
☐	戸籍謄本（原本）	お亡くなりになった方の死亡が確認できる戸籍謄本等をご準備ください。	本籍地の市町村役場
☐	遺言書（原本）	遺言書をご準備ください。	お客さま
☐	検認済証明書（原本）	家庭裁判所での検認手续が必要です。	家庭裁判所
☐	受遺者さまの印鑑登録証明書（原本）	遺言書で指定された受遺者さまの印鑑登録証明書をご準備ください。 発行より6ヵ月以内のものをご準備ください。	現住所の市町村役場
☐	相続手続依頼書	遺言書で指定された受遺者さまのご署名・ご捺印（実印）をお願いします。	当金庫窓口
☐	通帳・証書・キャッシュカードなど	お亡くなりになった方の預金通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵（カード）などをご準備ください。 見当たらない物件は、「相続手続依頼書」の喪失欄にチェック表示してください。	お客さま

ケース⑤ 遺産分割協議書による相続

確認	ご提出書類	ご注意ください事項等	入手先
☐	お亡くなりになった方の戸籍謄本（改製原戸籍、除籍謄本を含む）（原本）	被相続人さま（亡くなられた方）がお生まれになった時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本をご準備ください。 ※認証文付き法定相続情報一覧図をご用意いただいた場合は、戸籍謄本は不要となります。	本籍地の市町村役場
☐	相続人さまの戸籍抄本（相続人であることがわかるもの）（原本）	お亡くなりになった方との関係がわかる戸籍抄本（または戸籍謄本）をご準備ください。 お亡くなりになった方の戸籍謄本で確認できる場合は不要です。 (1) 被相続人さまと同一戸籍の方 (2) 被相続人さまの戸籍から結婚等で除籍されたが現在の姓が被相続人さまの戸籍から確認できる方 ※認証文付き法定相続情報一覧図をご用意いただいた場合は、戸籍謄本は不要となります。	本籍地の市町村役場
☐	遺産分割協議書（原本）	すべての相続人さまの署名・捺印（実印）と印鑑登録証明書の添付があるかを確認し、ご準備ください。	お客さま
☐	遺産分割協議書で指定された当金庫の預金等を相続される方の印鑑登録証明書（原本）	遺産分割協議書に添付されていますので不要です。 ※発行より6ヵ月以内のものに限ります。	現住所の市町村役場
☐	相続手続依頼書	遺産分割協議書で指定された当金庫の預金等を相続される方のご署名・ご捺印（実印）をお願いします。	当金庫窓口
☐	通帳・証書・キャッシュカードなど	お亡くなりになった方の預金通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵（カード）などをご準備ください。 見当たらない物件は、「相続手続依頼書」の喪失欄にチェック表示してください。	お客さま

ケース⑥ 遺言書・遺産分割協議なし（相続人全員の署名による相続）

確認	ご提出書類	ご注意ください事項等	入手先
☐	お亡くなりになった方の戸籍謄本（改製原戸籍、除籍謄本を含む）（原本）	被相続人さま（亡くなられた方）がお生まれになった時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本をご準備ください。 ※認証文付き法定相続情報一覧図をご用意いただいた場合は、戸籍謄本は不要となります。	本籍地の市町村役場
☐	相続人さまの戸籍抄本（相続人であることがわかるもの）（原本）	お亡くなりになった方との関係がわかる戸籍抄本（または戸籍謄本）をご準備ください。 お亡くなりになった方の戸籍謄本で確認できる場合は不要です。 (1)被相続人さまと同一戸籍の方 (2)被相続人さまの戸籍から結婚等で除籍されたが現在の姓が被相続人さまの戸籍から確認できる方 ※認証文付き法定相続情報一覧図をご用意いただいた場合は、戸籍謄本は不要となります。	本籍地の市町村役場
☐	すべての相続人さまの印鑑登録証明書（原本）	発行より6ヵ月以内のものをご準備ください。	現住所の市町村役場
☐	相続手続依頼書	相続人さま全員のご署名・ご捺印（実印）をお願いします。	当金庫窓口
☐	通帳・証書・キャッシュカードなど	お亡くなりになった方の預金通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵（カード）などをご準備ください。 見当たらない物件は、「相続手続依頼書」の喪失欄にチェック表示してください。	お客さま

ケース⑦ 裁判所の遺産分割調停・審判による相続

確認	ご提出書類	ご注意ください事項等	入手先
☐	調停調書謄本（原本）	遺産分割調停による場合にご準備ください。	家庭裁判所
	審判書謄本と確定証明書（原本）	遺産分割審判による場合にご準備ください。	
☐	当金庫の預金等を相続される相続人さまの印鑑登録証明書（原本）	発行より6ヵ月以内のものをご準備ください。	現住所の市町村役場
☐	相続手続依頼書	当金庫の預金等を相続される相続人さまのご署名・ご捺印（実印）をお願いします。	当金庫窓口
☐	通帳・証書・キャッシュカードなど	お亡くなりになった方の預金通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵（カード）などをご準備ください。 見当たらない物件は、「相続手続依頼書」の喪失欄にチェック表示してください。	お客さま

「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺言書」などは原本の提示が必要となります。なお、ご提示いただいた書類は、確認のうえコピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
ただし、相続サポートセンターにご郵送の場合は、ご提出いただきました書類の原本還付はできませんので予めご了承ください。

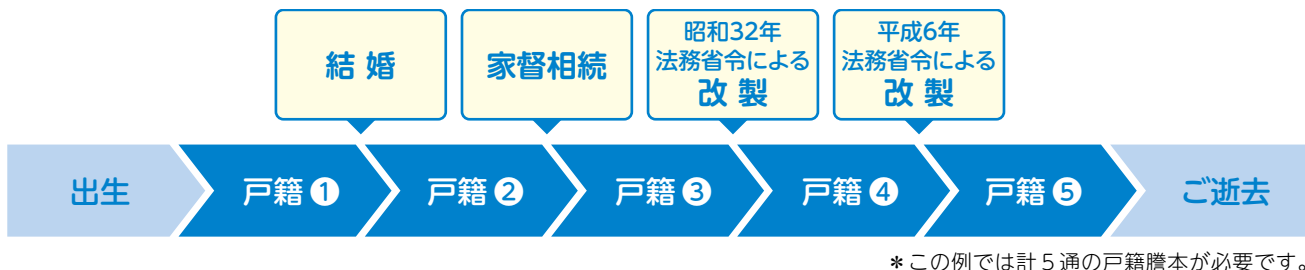
被相続人さまの戸籍謄本について

「どなたが法定相続人になるか」を確認させていただくため、被相続人さまのお生まれになってからお亡くなりになるまでの連続した戸籍謄本をご用意ください。

※市町村の戸籍係に戸籍謄本を申請²される際は、「**相続に必要なため、被相続人が生まれてから死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください。**」と伝えてください。

本籍地を他の市町村に変更された時・結婚や養子縁組のために別戸籍に編入された時・法律により戸籍簿が改製された時は、「戸籍簿」が切替わりますので、前・後の戸籍謄本が必要となります。

● 大正生まれの方の連続した戸籍謄本の一例



相続人さまの戸籍謄本について

被相続人さまの戸籍からご結婚や養子縁組等により除籍・転籍等されている場合は、除籍・転籍から現在の戸籍までの連続した戸籍謄本が必要となります。ただし、下記に該当する場合は不要です。

- 被相続人さまと同一の戸籍に記載がある方
- 相続人さまの氏名・生年月日について、被相続人さまの戸籍から結婚等で除籍されたが、現在の姓が被相続人さまの戸籍から確認できる方

兄弟姉妹の方が相続人さまの場合は、被相続人さまのご両親さまのお生まれになった時からお亡くなりになった時までの戸籍謄本が必要となります。

※代襲相続の場合や現在の姓が婚姻時と異なる場合等は、相続人さまの戸籍謄本の提出をお願いします。

代襲相続：法定相続人になるべきお子さまやご兄弟・ご姉妹が先に亡くなられている場合、その亡くなられた方のお子さま（孫）、またはご兄弟・ご姉妹のお子さま（甥・姪）が相続人となります。この孫、甥・姪を代襲相続人といいます。

「法定相続情報一覧図の写し」について

「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、被相続人や相続人の戸籍謄本は原則不要です。

なお、一覧図の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご提出ください。

※被相続人の関係図を作成して登記所に申請すると、登記所から「法定相続情報一覧図の写し」が交付されます。（詳しくは登記所（法務局）にお問い合わせください。）

² 本籍地が遠方であるなどの場合、郵送により戸籍謄本等を送付していただける市町村もあります。郵送で請求される場合、事前に電話等で市町村役場へ必要書類をご確認いただくようお願いいたします。

4

必要書類をご提出

必要書類のご案内に基づきご提出いただいた「相続手続依頼書」の記入内容や、必要書類等が揃っているか確認します。

【留意事項】

書類の確認のため、多少お時間をいただきます。ご提出いただいた書類に不備がある場合には、再度ご提出いただく場合や追加の資料をご提出いただく場合があります。この場合は時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。（取引内容により、確認に要する日数が変わります。）

5

払戻等のお手続き

書類確認がおわりましたら、解約元利金の払戻手続等を行います。

- 相続人代表さまの口座へ入金（振込）させていただきます。
- 手続完了後、計算書等をお返しさせていただきます。なお、相続サポートセンターで手続きさせていただいた場合、原則、郵送にてお返しいたしますので、ご来店は不要です。

6

こんなときは？

（1）海外に居住されている方で印鑑登録証明書を取得できない場合

海外に居住されている相続人さまで、印鑑登録証明書の取得ができない方は、下記の①または②の方法で手続きさせていただきます。

- ① 該当国の大使館・領事館で発行する「サイン証明書」提出による手続き
 - ② ご本人の来店による自筆署名とパスポートの署名との照合による手続き
- ※ 詳しくは相続サポートセンターまたはお取引店の窓口にご相談ください。

（2）未成年者の相続人が含まれる場合

親権者の方に法定代理人として手続きを行っていただきます。
ただし、親権者が同様に相続人で遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。
※ 詳しくは相続サポートセンターまたはお取引店の窓口にご相談ください。

（3）相続放棄をした相続人がいる場合

相続放棄をした相続人は、家庭裁判所発行の「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」を提出願います。

（4）行方不明の相続人がいる場合

家庭裁判所で失踪宣告を取得いただくか、不在者財産管理人の選任が必要です。
不在者財産管理人が選任されている場合は、不在者財産管理人の選任審判の謄本を提出願います。

（5）相続人が存在しない場合

家庭裁判所で相続財産管理人の選任が必要です。
相続財産管理人が選任されている場合は、相続財産管理人の選任審判の謄本を提出願います。

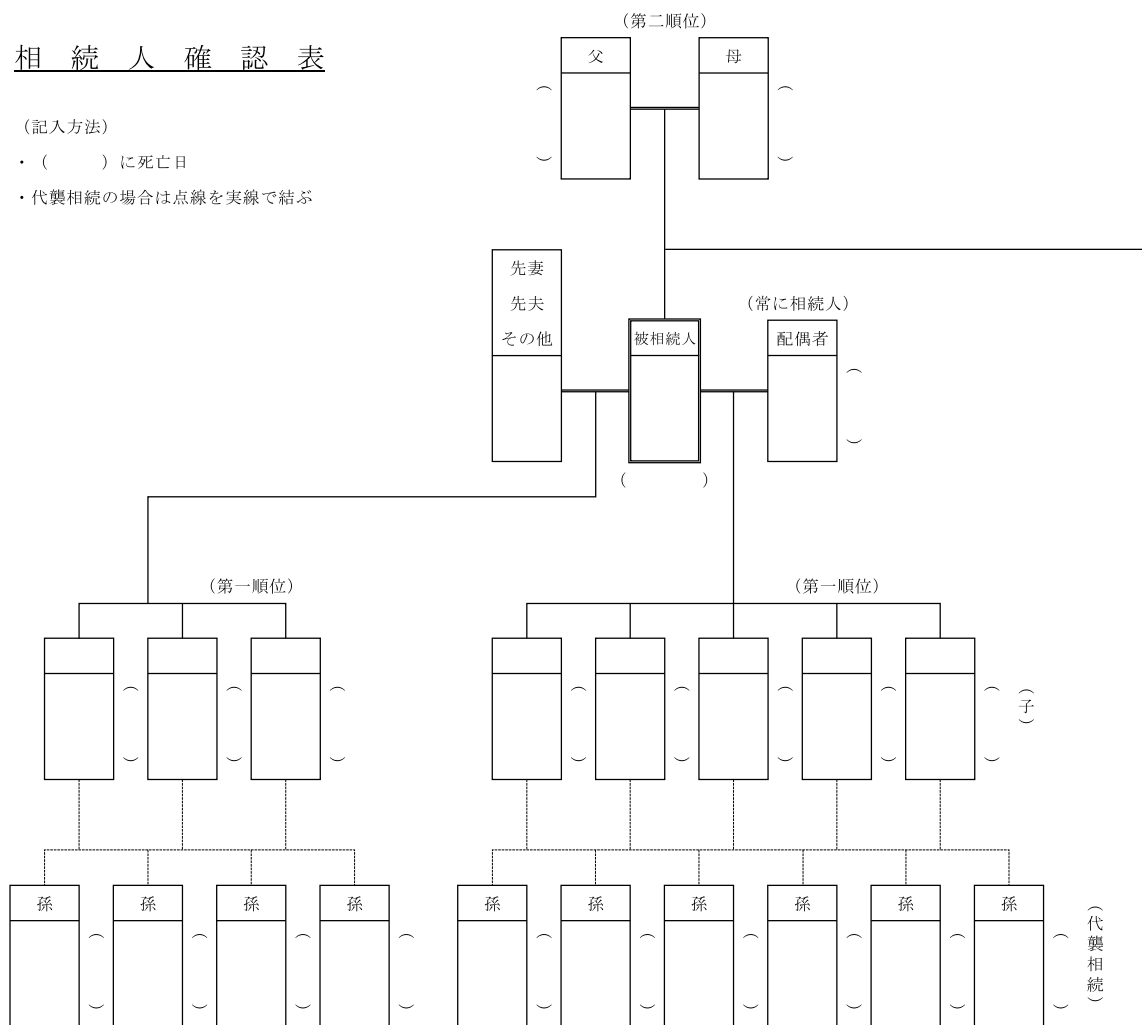
相続人確認表

※ご準備された戸籍謄本をもとに、法定相続人をご確認ください。
 ※被相続人(亡くなられた方)を中心とした相続人さまの関係をご記入ください。

相続人確認表

(記入方法)

- ・ () に死亡日
- ・ 代襲相続の場合は点線を実線で結ぶ



配偶者

配偶者は常に相続人になります。

下記の方が以下の優先順位で配偶者とともに相続人になります。

※先順位の方が1人でもいる場合は、後順位の方は相続人になりません。

第1順位の相続人

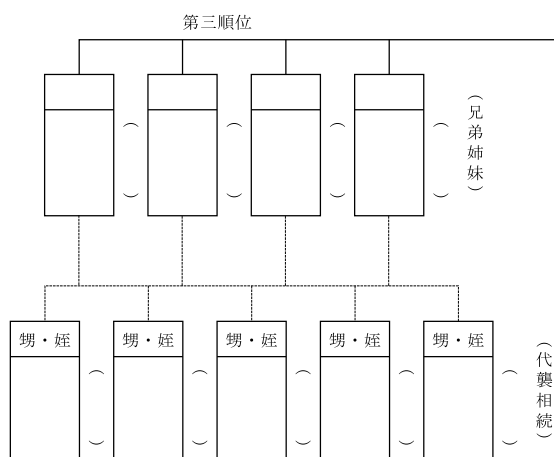
亡くなられた方の子
 ※相続人になるべき子が先に亡くなられている場合は、孫が代襲相続人となります。

第2順位の相続人

亡くなられた方の父母(第1順位の相続人がいない場合)
 ※父母が亡くなられている場合で、祖父母が存命であれば祖父母が相続人となります。

第3順位の相続人

亡くなられた方の兄弟姉妹(第1順位、第2順位の相続人ともいない場合)
 ※兄弟が亡くなられている場合は、甥姪が代襲相続人となります。



相続手続依頼書の記入方法

相続手続依頼書

本書類提出日をご記入ください。
(元号または西暦でご記入ください)

京都北都信用金庫 御中

(金庫提出日 年 月 日)

当金庫で記入の場合、
お客様のご記入は不要です。

被相続人

ご住所 京都府宮津市字鶴賀 2 0 5 4 番地の 1

令和元年 7 月 1 日死亡

お名前 北都 太郎 様

押印はすべて
実印となります。

該当をチェック☑してください

☒ 相続人代表

☒ 相続人(続柄)

☐ 受遺者

☐ 遺言執行者

☐ (その他:)

実際に手続きされる方は、「相続人代表」にもチェックしてください。

賀 2 0 5 4 番地の 1

お名前 北都 一郎



※印鑑は鮮明にご捺印ください。

☐ 相続人代表

☒ 相続人(続柄: 妻)

☐ 受遺者

☐ 遺言執行者

☐ (その他:)

ご住所 京都府宮津市字鶴賀 2 0 5 4 番地の 1

お名前 北都 花子



☐ 相続人代表

☒ 相続人(続柄: 次男)

☐ 受遺者

☐ 遺言執行者

☐ (その他:)

ご住所 京都府京丹後市大宮町周枳 1 9 5 7 番地の 1

お名前 信金 二郎



続柄は被相続人に対する相続人の続柄「長男」または「子」などを記入してください。

住所は印鑑登録証明書の通りを記入してください。お名前も印鑑登録証明書と同一の字体でご記入ください。相続人さま全員が各自自署のうえ、実印を押印してください。

☐ 相続人代表

☐ 相続人

☐ 受遺者

☐ 遺言執行者

☐ (その他:)

ご住所

お名前



☐ 相続人代表

☐ 相続人(続柄:)

☐ 受遺者

☐ 遺言執行者

☐ (その他:)

ご住所

お名前



☐ 相続人代表

☐ 相続人(続柄:)

☐ 受遺者

☐ 遺言執行者

☐ (その他:)

ご住所

お名前



相続人が6名を超える場合は、裏面にご記入ください。

相続人等が6名を超える場合は裏面にご記入ください。

(裏面記載 あり・なし)

過日死亡いたしました上記被相続人の貴金庫との取引における相続手続きについては、下記のとおりお取扱ってください。なお、後日、本件に関し、万一、私(共)以外の者から権利を主張されたり、紛議が生じた場合には、私(共)が全てその責任を負い、貴金庫には一切迷惑・損害をおかけしません。

記

1. 相続方法

(1) 相続方法は、次の○印を付した項目で行います。(A～Eに該当しない場合はFにご記入ください。)

A.

該当の相続方法に○をしてください。
遺産分割協議書、遺言書がない場合は「A」になります。

相続します。
を委任しましたのでお届けいたします。
払戻金等ならびに通帳等受領に関する件
および払戻金等または名義変更した確認書受領に関する件

・貸金庫の開扉、解約、格納物の受領および解約割戻使用料の受領に関する件

B. 相続関係者は私一人につき私が右記預積金等を相続します。

C. 相続人全員の遺産分割協議書

D. 遺言書

E. 家庭裁判所の調停・審判

F. _____

により右記預積金等を相続します。

2. 預積金等の明細

(1) 預積金の明細 (10明細を超える場合は裏面に記入いたします。) (裏面記載 あり・なし)

預金種類	店番	口座番号	相続開始時の 預金残高(円)	相続手続時の 現在残高(円)	喪失に ☒	備考
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	

預積金の明細が10件を超える場合は、裏面に記入します。

相続手続時の残高は、依頼書作成時現在の残高です。

相続開始時の残高は、死亡日の残高証明に上がる残高です。(仮払い制度の利用があれば記載いたします。)

通帳・証書喪失の場合は、該当物件にチェックしてください。

(2) 出資金の明細

出資口数	金額(円)	喪失に ☒	喪失証券番号	手続区分に ☒	☐ 脱退 ☐ 名義変更
口		証券：全部 ☐ 、一部 ☐		備考	

(3) 債券・投資信託の明細 (3明細を超える場合は裏面に記入いたします。)

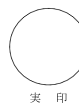
債券種類	店番	預り証番号	額面(円)	
投資信託種類			保管口数	

出資金について、脱退(払戻し)か、名義変更にチェックしてください。なお、脱退のお手続きは、手続完了まで日数を要する場合がございます。

(4) 解約する貸金庫

※利用カードは自動貸金庫ご利用のお客様のみ表示してください。

店番	貸金庫番号	喪失物件 ☒	取扱内容
第 種	☐ 金庫鍵	☐ 本人用	貸金庫の開扉、格納物の出庫および、貸金庫契約の解約格納物の受領、解約割戻使用料の受領
第 号	☐ 利用カード	☐ 代理人用	
年 月 日 貸金庫の収納品全部を受け取りました。			



上記、(1) 預積金の払戻しにあたり、預金規定にかかわらず、本依頼書以外払戻請求書等の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。

上記、(2) 出資金の手続きにあたり、「出資金譲渡(脱退)申込書」の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。なお、名義変更の場合は、別途「出資金加入申込書」による申請を行います。

また、上記喪失物件に☒表示したものは、提出できませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。これにより喪失物件は無効であることはもちろん、喪失した物件は発見次第お届けします。

(5) ご入金先

上記払戻金等は、相続人代表である利便者様へお振込みいたします。また、入金口座が貴金庫以外の場合は、所定の振込手数料を払戻金から差し引きます。

払戻金の入金(振込)先をご記入ください。

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義
京都北都 信金・農協 銀行・信組	本店営業部 支店	普通 当 貯 蓄	0123456	フリガナ ホクト イチロウ 北都 一郎

【金庫使用欄】

■相続方法C、D、Eは原本確認(写し添付)

■相続方法A ☐一部相続人による依頼

☐代表者による支払依頼

☐未成年者を含む相続人による依頼

処理完了日 年 月 日			
承認	検印	印鑑照合	受付

処理完了日 年 月 日			
承認	検印	印鑑照合	受付

MEMO



KYOTO HOKUTO SHINKIN BANK